定款の一部改正について(案)

【定款変更に至る経緯と背景】

自動車整備士技能検定規則の一部が改正され、現在の「認定試験」は登録機関により実施する「登録試験」となった。

ついては、社団法人日本自動車整備振興会連合会が登録試験実施機関として登録され、同連合会が実施する登録試験を本会が施行するにあたり定款の一部を改正する。

【定款変更事項及び理由】

変更事項:第4条第11項中の「認定試験」を「登録試験」に改める。

理 由:自動車整備士技能検定規則の一部が改正され、「認定試験」が「登録

試験」に制度改正された。

【定款改正案新旧対照表】

新	IΒ
(事業)	(事業)
第4条 本会は、前条の目的を達成す	第4条 本会は、前条の目的を達成す
るため、次の事業を行う。	るため、次の事業を行う。
(11)自動車整備士技能検定の実施に	(11)自動車整備士技能検定の実施に
関する協力並びに <u>自動車整備技能登</u>	関する協力並びに <u>認定試験</u> の施行に
<u>録試験</u> の施行に関すること。	関すること。
(1)~(10)及び(12)~(16)略	(1)~(10)及び(12)~(16)略